



計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市内推進体制

①宇治市男女共同参画施策推進会議（以下、「推進会議」という。）

副市長を委員長として、市長公室長、市長公室危機管理監、各部長、理事、議会事務局長、消防長で構成し、本計画の推進に関する総合調整を行います。

②宇治市男女共同参画施策推進会議幹事会

男女共同参画課長を座長として、各部の主管課長及び関係課長で構成し、本計画の推進に関する具体的事項について検討します。

③具体的施策担当課

具体的施策ごとに担当課を別途定めます。

(2) 宇治市男女共同参画審議会

本計画の推進に関する重要事項について意見を聞き、計画推進に反映します。

〈宇治市男女共同参画審議会〉

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第26条の規定に基づき設置している地方自治法第138条の4第3項に定める市長の附属機関。

学識経験者や関係団体の代表及び市民代表で構成し、本市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議等を行っています。

(3) 宇治市男女共同参画支援センター

JR宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあ うじ）に設置している「宇治市男女共同参画支援センター」において、本計画に定める施策を庁内各課の取組と併せて推進するとともに、当センターを男女共同参画のための市民活動・市民交流の拠点として一層の活用を図ります。

(4) 計画の周知

本計画を広く周知し、男女共同参画の推進に関する市民意識の醸成を図るとともに、市民等の積極的な実践活動を促進します。

2 計画の進行管理・評価・公表

(1) 数値目標等の設定

本計画を実効性のあるアクションプラン（行動計画）とするため、できる限り具体的な目標値または指標値を設定します。

とりわけ、本市における女性職員の管理監督者への登用、本市が設置する審議会等の委員の構成については、国の目標値を踏まえながら段階的に目標値を設定し、積極的に男女の均等を図るよう努めます。

(2) 進行管理・評価

本計画は、推進会議においてPDCAサイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」）に基づき進行管理を行うこととし、毎年度、市民アンケート調査等を実施して市民意識の把握に努めます。また、施策の実施状況をとりとまとめ、宇治市男女共同参画審議会の意見を聞きながら、以後の施策に適正に反映させるよう努めます。

(3) 実施状況の公表

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第18条の規定に基づき、本計画に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、市のホームページ等において公表します。

3 連携・協働の推進

(1) 関係機関・団体等との連携

本計画を効果的に推進するため、国・京都府の機関や近隣市町村及び関係団体等と緊密な連携を図ります。

とりわけDV対策については、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する「京都府家庭支援総合センター」及び京都府宇治児童相談所内の「京都府南部家庭支援センター」との連携を強化します。

(2) 市民等との協働

本計画の推進にあたっては、市民等が行う男女共同参画のための活動の一層の促進が重要であることから、本市と市民等との協働を積極的に推進します。